

淡路島産食材 「こだわり宣言店」 第13次 登録店募集中

淡路島産のおいしい食材を
通じて、私たちとともに
淡路島の活性化の一翼を
担っていただけませんか



淡路島産食材 「こだわり宣言店」 登録店募集中

8割以上使用は3つ星マーク



5割以上使用は2つ星マーク



資料請求
お問合せはこちらへ

☎0799
(26) 2096

食のブランド「淡路島」推進協議会

〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5

兵庫県淡路県民局

洲本農林水産振興事務所

農政振興第1課

電話 0799-26-2096

FAX 0799-22-1443

MAIL

b-awajishima@kobe-j.co.jp

(担当: 下野・大瀬・新箭)

淡路島産食材「こだわり宣言店」

淡路島産の食材にこだわりを持って積極的に利用することを、淡路島に所在する飲食店(ホテル、旅館、民宿等を含む)の店主等が店舗に表示資材を表示することで、自ら宣言する店をいいます。

令和8年4月1日現在、106店舗(飲食店84店舗、宿泊施設22店舗)にご登録いただいております。

登録できる飲食店

以下の、4つの項目全てを満たすことを、自らの責任で宣言できる飲食店とします。

- ① 年間に使用する生鮮食品の淡路島産の割合がおおむね5割以上であること
- ② 淡路島産食材にこだわり、情熱を持って料理すること
- ③ 淡路島産食材を使った料理であること、またはその日に店で使われている淡路島産食材を、メニュー表や店内表示によってお客様に分かるよう伝えること
- ④ ①から③を宣言し、宣言をHPや店舗で公表することを承諾すること

登録店の3つの約束

以下の、3つの項目を遵守していただく必要があります。

- ① 淡路島産食材に関する情報を、消費者に対して積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上に努めること
- ② 宣言店表示資材を店外1カ所以上に表示すること
- ③ 「淡路島産食材こだわり宣言店」宣言書を店内に掲示すること
また、宣言した飲食店とお客さまとの間に宣言に関わる問題が生じた場合は、当該宣言店にその責任を負っていただきます。

登録店の特典

食のブランド「淡路島」推進協議会(以下、協議会)が運営するホームページやSNS、協議会が作成するパンフット等で宣言店を紹介し、また、宣言店を示す表示資材を協議会が作成し、参加店へ配布します。

さらに、協議会ならびに協議会構成員が作成するパンフレット等の資料には当該制度を積極的に掲載し、制度の周知を図ります。

登録費用

新規登録時に1万円、更新時の費用は無料です。

なお、負担金は表示資材の作成、広報資材の作成の一部に充当します。

募集期間

令和8年度の募集は9月30日までとします。

(※メールでの受付も行っています)

淡路島産食材の使用割合の考え方

1, 対象は淡路島産の生鮮食品とします

※淡路島産の生鮮食品とは

- ・淡路島内で栽培された、お米や豆類、野菜、果物
- ・淡路島内で飼育された家畜から生産された肉、牛乳、卵
- ・淡路島内に水揚げされた魚介類 とします

2, お店で使用している全ての生鮮食品を米・穀類・豆類、野菜、果実、畜産物、魚介類等毎にリストアップし、その中で概ね年間を通じて淡路島産を使用している食材をカウントします

3, 使用している全ての生鮮食品のうち、年間を通じて淡路島産を使用している食材の割合を計算し、その割合が5割以上で2つ星[☆☆]、8割以上で3つ星[☆☆☆]となります

～計算例～

米・穀類・豆類		野菜		果実		畜産物		魚介類	
	○		○		○		○		○
米		キャベツ		イチゴ		牛肉		アジ	
使っているお米は全て淡路島産です！ 			○		×		×		×
		タマネギ		みかん		豚肉		マグロ	
			○		○		○		×
		ピーマン		レモン		鶏肉		カニ	
			○		×		×		○
		トマト		バナナ		鶏卵		タコ	
			×				○		○
		カボチャ				牛乳		のり	

13【○の数】÷20【全ての生鮮食品数】=65% ☆☆☆ 認定

- ・本制度は生鮮食品のみを対象とし、加工品は対象外とします。
ただし、加工品の原料が全て淡路島産の食材であることを証明することができれば、対象とします。
- ・生鮮食品の生産地や水揚げされた場所が淡路島内であることが重要であり、淡路島内で購入しただけでは対象になりません。

